

規則等管理規則

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、定款第50条の規定に基づき、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）の定款、規則、規程、細則、要領等（以下「規則等」という。）の制定、改廃、施行の手続等について必要な事項を規定し、組織の業務執行及び運営の効率化を図ることを目的とする。

(範囲)

第2条 本規則は、本協会が規定した規則等に適用する。規則等は、別表「規則等管理簿」に掲載する。

(規則等の種類)

第3条 規則等は、次のとおりとする。

(1) 定款

- ① 本協会の組織、事業についての根本を規定する。
- ② 国内法に基づき本協会評議員会において制定、改正又は廃止し、内閣府に届ける。

(2) 基本規則

- ① 本協定会款第5条の2の規定に基づき、本協会加盟団体等の遵守事項、サッカーの定義等を規定した本協会の基本的な事項について規定する。
- ② 本協会評議員会において制定、改正又は廃止する。

(3) 規則

- ① 法令、定款等の規定に基づき、業務の運営及び取扱いについて規定する。
- ② 本協会理事会において制定、改正又は廃止する。

(4) 規程

- ① 法令、定款等の規定に基づき、業務の運営及び取り扱いについて規定する。
- ② 2017年3月末までに「規程」の名称を付して規定した規則等で、本協会理事会において改正又は廃止する。

(5) 細則

- ① 規則又は規程を運用する場合に必要な具体的手続及び権限並びに確保すべき一定の基準等を規定する。
- ② 会長が制定、改正又は廃止する。

(6) 要領

- ① 業務執行を円滑に進めるためのプロセス、手順等を具体的に規定する。
- ② 事務総長又は各種委員会委員長が制定、改正又は廃止する。

(7) その他

規範、指針、ガイドライン、通達等のその他の規則等については、必要に応じ、理事会、各種委員会又は事務局において都度審議し、制定、改正又は廃止する。

(規則等の効力)

第4条 規則等は、法令に基づき、又は、別に施行日若しくは適用日を規定した場合を除き、規則等の施行日から効力を発すると共に適用され、廃止の日に効力を失う。

- (1) 施行とは、規則等の効力が発生することである。
- (2) 適用とは、規則等の規定を当てはめ、用いることである。

(上位規則等の優先)

第5条 本協会において、定款が階層最上位の規則等とし、以下、基本規則、規則及び規程、細則、要領の順に位置づける。

- 2 規則等の内容が相互に矛盾又は抵触するときは、上位規則等の規定を優先する。
- 3 同位の規則等の内容が相互に矛盾又は抵触するときは、新規則等の規定を優先する。
- 4 その他の規則等については、制定時に階層を決定する。

第2章 規則等の管理

(規則等の管理者)

- 第6条 規則等の管理は、管理部が行い、管理部長を規則管理者とする。
- 2 管理部長は、円滑で効率的な規則等の管理のため、規則管理補助者を置くことができる。
 - 3 規則管理補助者は、規則管理者の管理の下、規則管理者の業務の一部を行うことができる。

(規則管理者の業務)

- 第7条 規則管理者の業務は、次のとおりとする。
- (1) 規則等の様式を定め、管理する。
 - (2) 規則等の制定、改正及び廃止を管理する。
 - (3) 規則等の制定、改正及び廃止に際し、法的審査を行う。また、他規則等との整合性、体系、様式、条文表現等を審査する。
 - (4) 「規則等管理簿」及びJFA Portalの「規程管理システム」を管理する。

(規則等の管理)

- 第8条 規則等は、規則管理者の監理の下、適正、的確に管理する。
- 2 定款を除く規則、規程、細則、要領等には、それぞれ番号を付して管理する。
 - 3 規則管理者は、規則等を規則等管理簿に必要事項を記入して管理する。

(秘匿規則等の取り扱い)

- 第9条 秘匿する必要がある規則等（以下「秘匿規則等」という。）は、規則等管理簿とは別に、「秘匿規則等管理簿」を作成し、必要事項を記入し管理する。
- 2 秘匿規則等及び秘匿規則管理簿は、秘匿を確保できるように、規則管理者が金庫等施錠できる場所で（システムで管理する場合は、パスワードを用いて）管理する。

(規則等の制定、改正又は廃止時の通知)

- 第10条 規則等が制定、改正又は廃止されたとき、速やかに関係者に第10条に規定する内容を付して、通知する。

(公開)

- 第11条 規則等は、原則として、本協会公式サイトにおいて公開する。

第3章 規則等の制定、改正及び廃止

(規則等の制定及び改正の手続)

- 第12条 規則等を制定、改正又は廃止する場合、原則として、次の内容を記載し、評議員会若しくは理事会に上程し、又は稟議を行う。
- (1) 制定又は改正理由の説明
 - (2) 規則等の番号
 - (3) 施行日（必要であれば、適用日）
 - (4) 制定の場合、制定規則等全文の記載
 - (5) 改正の場合、現行規則等との比較表及びその説明
- 2 評議員会若しくは理事会への上程又は稟議には、理由説明等に必要な書類等を添付する。

(規則等の原案審査)

- 第13条 規則等を制定又は改正する場合は、その原案について、規則管理者の審査を受けなければならない。
- 2 審査は次のとおりとする。
 - (1) 法的審査
 - (2) 規則等体系上の位置づけ
 - (3) 他規則等との整合性
 - (4) 様式及び条文表現

(条文の明示)

- 第14条 規則等には、原則として、その条文において、関連する規則等を明示する。

(関連規則等の制定又は改正)

- 第15条 規則等の制定、改正に伴い、規則等又は組織、役職等は規則等の名称等が変更された場合は、当該規則等に関連する規則等を改正し、組織、役職等の名称等を変更する。
- 2 関連する規則等が改正されるまで、その規則等に規定する旧規則等、旧組織、旧役職の名称等は、変更したものとみなす。

(規則等の廃止)

第16条 規則等は、第3条に基づき、それぞれ評議員会、理事会、会長等が廃止する。

第4章 その他

(解釈上の取扱)

第17条 規則等の解釈に疑義が生じた場合、規則管理者は、原則として、規則等を主管する委員長又は部長若しくは室長と協議のうえ解決する。

(改正)

第18条 本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

(施行)

第19条 本規則は、2017年6月8日から施行する。